

多治見市長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号及び第4号に関する認定基準

(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第3号及び第4号に掲げる基準の具体的な基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準 第2条から第4条までの規定による基準

(2) 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準 第5条の規定による基準

(地区計画等の区域内における取扱い)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等のうち、地区整備計画が定められている区域（当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域）内においては、申請に係る建築物が当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち次の各号に掲げる事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項に規定する条例により建築物等の制限として定められている事項を除く。）に適合すること。

(1) 建築物の用途の制限

(2) 建築物の容積率の最高限度又は最低限度

(3) 建築物の建蔽率の最高限度

(4) 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度

(5) 壁面の位置の制限（申請に係る建築物に限る。）

(6) 建築物の高さの最高限度又は最低限度

(7) 建築物の形態又は色彩その他意匠の制限（数値基準により客観的に判断できる制限に限る。）

(8) 建築物の緑化率（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する緑化率をいう。）の最低限度

(9) 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度

(10) 建築物の居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。）の床面の高さの最低限度

（景観計画の区域内における取扱い）

第3条 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画（多治見市美しい風景づくり条例（平成13年条例第10号。以下第4号において「条例」という。）第7条第2項の規定により景観計画として定める多治見市風景づくり計画をいう。）の区域内において、申請に係る建築物が同法第16条第1項の規定に該当する場合には、当該景観計画区域の区域ごとの行為の制限に関する基準のうち、次の各号に掲げる建築物等に関する事項に適合すること。

(1) 建築物の形態又は色彩その他意匠の制限（数値基準により客観的に判断できる基準に限る。）

(2) 建築物の高さの最高限度又は最低限度

(3) 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度

(4) その他条例第20条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限（数値基準により客観的に判断できる制限に限る。）

（都市計画施設等の区域内における取扱い）

第4条 申請に係る建築物が、次に掲げる区域に建築されるものでないこと。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

(1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

(2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

(3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

(5) 住宅地区改良法第 8 条第 1 項の告示があった日後における同法第 2 条第 3 項に規定する改良地区

(自然災害による被害の発生のおそれのある区域内における取扱い)

第 5 条 申請に係る建築物が、次に掲げる区域に建築されるものでないこと。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域

(2) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
附 則

この告示は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。